

『富山県武術太極拳連盟』規約

第1条（名称）

本連盟は、富山県武術太極拳連盟（以下連盟）と称し、事務所を富山市におく。

第2条（目的）

連盟は、太極拳をはじめとする中国の各種武術、健康法の指導と研修活動を通じて、富山県民の健康増進、体位向上をはかり、もって、日中両国々民の相互理解と友好に寄与する。

第3条（性格）

連盟は、富山県における武術太極拳を統括し、かつ、富山県を代表する団体として、社団法人・日本武術太極拳連盟に加盟する。

第4条（事業）

連盟は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

1. 太極拳をはじめとする中国の武術、健康法の講習会を開催し広く地域に普及する。
2. 前項のために、指導員を養成する。
3. 中国との相互交流を行い、各種実技の研修にあたる。
4. 太極拳の各種競技大会の開催、及び、参加。
5. 活動を広報し、研究の成果を普及するための出版物の刊行等宣伝活動を行う。
6. その他、目的達成に必要な事業。

第5条（会員）

連盟は、会員と賛助会員によって構成する。

1. 会員は、連盟の、規約を認め所定の会費を納める。

【団体】

団体加盟は、理事会の承認を得るものとする。

2. 賛助会員は、連盟の規約を認め、所定の賛助会費を納める。

【団体・法人】

第6条（機関）

連盟は、次の機関を置く。

総会・理事会・事務局

1. 総会は、連盟の最高議決機関であり、年1回開催し、事業方針、予算、役員選出、その他、重要事項を決める。

総会は、会長が招集し、会員と賛助会員によって構成され、構成員の過半数の出席（委任を含む）によって成立する。

また、会員の3分の1以上の要求、または、理事会決議により、臨時総会をひらくことができる。

2. 理事会は、総会の決定にもとづいて業務を執行する機関で、年3回以上開く。

理事会は、会長が招集し、正・副会長、理事をもって構成、連盟の業務運営執行にあたる。また、必要に応じて、専門部会をおくことができる。

3. 事務局は、事務局長が主宰し、連盟の日常業務の処理にあたる。

第7条（役員）

連盟に、次の役員をおく。

1. 会長・1名 副会長・若干名

会長は、連盟を代表し、会務を統括し、副会長はこれを補佐し、会長の事故あるときは、代行する。

2. 理事長・1名 副理事長・若干名 理事・若干名
理事長は、理事会を主宰し、副理事長は、これを補佐する。
理事は、それぞれ分担して業務執行にあたる。
理事長、副理事長は、理事会で理事の中から互選する。
3. 事務局長・1名 事務局次長・1名 臨時職員・1名
事務局長は、事務局を統括し、日常業務の処理にあたる。
事務局長は、理事会の承認を得て、会長が任命する。
事務局次長は、事務局長を補佐し局長事故あるときは、その職務を代行する。
4. 監事・2名
監事は、連盟の財務会計、及び、業務運営を監査し、各機関に報告する。

第8条（役員選出）

連盟の役員は、定期総会で選出し、任期は2年後の総会までとするが再任は妨げない。

第9条（専門委員会）

連盟に、次の専門委員会をおく。

1. ① 連盟運営委員会 ② 太極拳技能検定委員会 ③ 太極拳指導員委員会
④ 審判委員会 ⑤ ジュニア普及委員会
2. 各専門委員会については、富山県専門委員会規程を設けて実施する。

第10条

専門委員は、理事会が委嘱するものとし、その資格条件、及び、資格の失効については、別に定める。

第11条（顧問）

連盟に、顧問を若干名おくことができる。

顧問は、理事会の推薦により、会長がこれを委嘱し、会長の諸問に応ずる。

第12条（会計）

連盟の経費は、会費、賛助会費、事業収入、及び、寄付金をもってまかなう。

会費、賛助会費の金額は別に定め、前納制とする。

会計は、会計規則を設けて実施する。

第13条

連盟の会計年度は、毎年4月1日より、翌年3月31日までとし、予算・決算は、総会の承認を必要とする。

第14条（顕彰）

富山県武術太極拳連盟 表彰・弔慰規程により顕著な功績者を表彰する。

第15条（付則）

この規約の改廃は、総会で行い、特に定めていない事項については理事会で審議・処理する。

第16条

この規約は、1990年10月21日より施行する。

1992年 5月24日 一部改正

1996年 7月14日 一部改正

2004年 3月 7日 一部改正

2012年 5月27日 一部改正